

## 長期継続契約について

### 1 概要

地方自治法第234条の3の規定に基づく「長期継続契約」は、物品の借入れに関する契約及び役務の提供を受ける契約のうち、条例で定めるものについて、債務負担行為を設定しなくても複数年契約を締結することができるものです。

今まで毎年行っていた契約締結に係る事務が翌年度以降は軽減されることになり、効率的な事務運営ができるようになります。

### 2 契約の適用例

#### (1) 物品の借入れに関する契約（再リースを除く。）

区 分	適用例
仮設建物	原則として、必要な期間に限り、仮に設置する建物の借入れ（学校校舎賃貸借等）
車両	公用車の借入れ（庁用自動車リース等）
電子計算機器	庁舎及びその他の施設におけるパソコン、OA機器等の借入れ（LAN機器賃貸借、学校教育用パソコンリース等）
事務機器	庁舎及びその他の施設における複写機等の借入れ（複写機賃貸借、印刷機賃貸借等）
設備・機械器具	庁舎及びその他の施設における通信機器等の借入れ（電話交換機リース、電話機・ファクシミリ等リース、無停電電源装置借上、駐車場自動料金精算システム賃貸借、マイクロフィルム検索機器リース等）

#### (2) 役務の提供を受ける契約

区 分	適用例
設備等保守業務	庁舎及びその他の施設の設備、機器等の保守点検・管理等業務委託（空調設備保守点検業務委託、電話設備保守点検業務委託、自動ドア保守点検業務委託、エレベーター保守点検業務委託、消防設備保守点検業務委託、給食排水処理施設維持管理業務委託、自家用電気工作物保安業務委託等）
施設清掃業務	庁舎及びその他の施設の通年の清掃業務委託（中央公民館定期清掃業務委託等）
警備業務	庁舎及びその他の施設の通年の警備業務委託（市庁舎保安警備業務委託等）

### 3 契約期間

契約期間は、品質及び競争性を確保するため、原則5年以内で契約内容等の見直しの機会として適切な期間を定めてください。ただし、商慣習上、経済的メリットその他の事情等を勘案した結果、5年を超えて定める必要がある場合には、あらかじめ契約担当者の承認が必要です。

#### 4 予算措置

地方自治法第234条の3の規定に基づく「長期継続契約」は、債務負担行為の設定（翌年度以降の予算の確保）がなくても締結できますが、各年度の予算の範囲内で給付を受けることが条件であり、毎年度、当初予算において必要経費を措置する必要があります。

#### 5 契約事務スケジュール

契約事務スケジュールは下記のとおりです。

入札等執行及び契約締結については、予算措置の裏付けの観点から、予算案内示後に設定しなければなりません。

役務の提供を受ける契約（平成21年4月1日から平成24年3月31日まで3年間）の例

20年 12/1	21年 2/1頃	21年 4/1	22年 4/1	23年 4/1	24年 4/1
契約事務依頼 契約事務起案 指名(見積)通知	内示 入札等執行 契約事務決議 契約締結	議決	履行	履行	履行
入札等準備期間	履行準備期間	履行期間			
		契約期間			